

日出町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、日出町広告掲載要綱（平成18年10月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき「日出町ホームページ」（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は要綱第3条の基準に適合し、公共性・公益性を妨げないものとする。

(広告枠数・規格及び掲載位置)

第3条 広告の枠数・規格及び掲載位置は次のとおりとする。

(1) ホームページのトップページにおける広告枠数は最大15枠とする。

(2) ホームページに掲載するバナー広告の規格は、次のとおりとする。

ア 上下55ピクセル

イ 左右140ピクセル

ウ 10キロバイトから40キロバイト程度

エ GIF形式を推奨する

2 広告掲載位置は町長が決定する。

(広告掲載料)

第4条 バナー広告の掲載料は、1枠につき1月当り5,000円とする。ただし、他部署から広告掲載の協力依頼があった場合はこの限りではない。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告を日出町のホームページ及び広報誌等により行うものとする。

2 年度途中に掲載広告に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「広告申込者」という。）は「日出町ホームページバナー広告掲載申込書兼町税納税状況調査承諾書」（様式第1号）に広告案を添付して町長に提出しなければならない。ただし、第4条のただし書きの規定に伴う申込の場合はこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、日出町ホームページの電子申請を用いて行うことができる。

3 同一広告申込者が申し込める広告は、1月について1枠限りとする。連続する掲載期間は、各年度最大12月とする。

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による広告掲載の申込書を受理したときは、第5条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、広告申込者がホームページ上の枠の数を超える場合は、次の順位により決定するものとする。
 - (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
 - (2) 町内に主たる営業所、店舗等を有する事業所
 - (3) 前2号に掲げる以外のもの
- 3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を、「日出町ホームページバナー広告掲載（許可・不許可）決定通知書」（様式第2号）により広告申込者に通知しなければならない。
- 4 広告申込者が同一順位で複数いる場合は、抽選により順位を決定する。
- 5 町長は広告案を審査した場合において、必要があるとみとめるときは、広告申込者に修正を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告申込者は、前条の規定による広告掲載決定後15日以内に指定の納付書により広告掲載料を一括前納するものとする。

（広告の版下及び原稿の作成）

第9条 広告の版下及び原稿は、町長が指定する方法により広告申込者の負担で作成し、町長が指定する期日までに提出するものとする。

（広告主の責任）

- 第10条 広告主は、ホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容についての一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証しなければならない。
 - 3 広告主は、第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において早急に解決するものとする。

（広告掲載料の還付）

第11条 広告掲載料金は還付しない。ただし町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

（広告掲載の取り消し）

- 第12条 町長は、次の各号に該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合。
 - (2) 指定する期日までに原稿の提出がなかった場合。
 - (3) その他、町長が不適切と認める場合。

（委 任）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成18年11月1日から施行する。

この要領は平成22年9月1日から施行する。
この要領は平成23年2月1日から施行する。
この要領は令和5年1月27日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

日出町ホームページバナー広告掲載申込書兼町税納税状況調査承諾書

令和 年 月 日

日出町長 様

申込者 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者名
電話
FAX
メールアドレス

日出町ホームページにバナー広告を掲載したいので、日出町ホームページ広告掲載取扱要領第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 掲載広告内容(版下原稿)
別添のとおり

【リンクするホームページアドレス <http://www.>】

- 2 掲載の掲載希望期間
年 月 日()から 箇月

- 3 申込みにおける承諾事項

次の事項について承諾します。

- (1) 広告は、日出町広告掲載要綱第3条の広告の範囲とし、掲載の不可は町長が決定します。
(2) 広告の掲載位置は、要領第3条第2項に基づき、町長が決定します。
(3) 会社及び代表者ともに日出町税の滞納はありません。
(4) 日出町の広告掲載の資格審査のため、会社及び代表者の町税納付状況調査を日出町が行うことを承諾します。

承諾欄 (代表者名)	
---------------	--

- 4 添付書類
業務内容がわかる書類

令和 年 月 日
第 号

様

日出町長 印

日出町ホームページバナー広告掲載（許可・不許可）決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった日出町ホームページへのバナー広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 可とする。

(1) 広告掲載内容

版下 別添のとおり

(2) 広告掲載号 年 月 日から 箇月

(3) 広告掲載料 円

(4) 広告掲載料の納付 年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。

(5) 広告掲載条件

日出町ホームページバナー広告掲載申込書の承諾事項に従うこと。

2 不可とする。

事由